

内閣参質一七八第四〇号

平成二十三年十月十一日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員森まさこ君提出平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づく基金についての文部科学大臣の答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員森まさこ君提出平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律に基づく基金についての文部科学大臣の答弁に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の答弁は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第十四条第一項に規定する原子力被害応急対策基金については、除染、健康管理調査、自主避難者への対応等の応急対策のための基金として想定されているとの認識から、これらの応急対策に関して、除染、健康管理調査等については、福島県及び関係市町村との意見交換を踏まえ、福島県原子力被災者・子ども健康基金を活用するなどにより、平成二十三年度第二次補正予算により実施済み又は実施予定であり、また、自主避難者への対応については、原子力損害賠償紛争審査会において、適切な対応を検討していることなどを踏まえ、同法の趣旨に沿った支援を進めているという趣旨でなされたものである。

